

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県甲府市上阿原町310番地2

氏 名 エコワークス 株式会社

代表取締役 中村吉邦

電話番号 055-232-1411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エコワークス 株式会社
事業場の所在地	山梨県甲府市上阿原町310番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 3億円
③ 従業員数	42名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	排出量	別紙3参照 t	別紙3参照 t
	(これまでに実施した取組) 解体時の分別を徹底化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3参照	別紙3参照
	排出量	別紙3参照 t	別紙3参照 t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続して実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、繊維くず、紙くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック、金属くず、がれき類は分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを継続して実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4参照	別紙4参照
	全処理委託量	別紙4参照 t	別紙4参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4参照 t	別紙4参照 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4参照	別紙4参照
	全処理委託量	別紙4参照	別紙4参照 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙4参照 t	別紙4参照 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者や再生利用業者への処理委託を優先的に行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

じ

と。

4

中

間

量

行

収

あ

へ

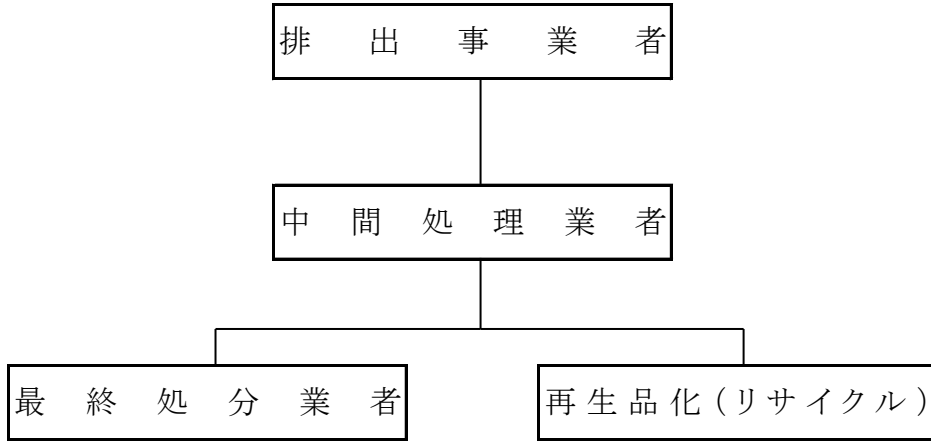
と

の

入

(別紙1)

(廃棄物処理フロー図)



- すべての廃棄物について、現場で選別作業を行い中間処理業者へ運搬する。
- 廃棄物の運搬についてはトラックまたはフック車で行い、いずれも許可を受けた車両にて運搬する。

(別紙1)

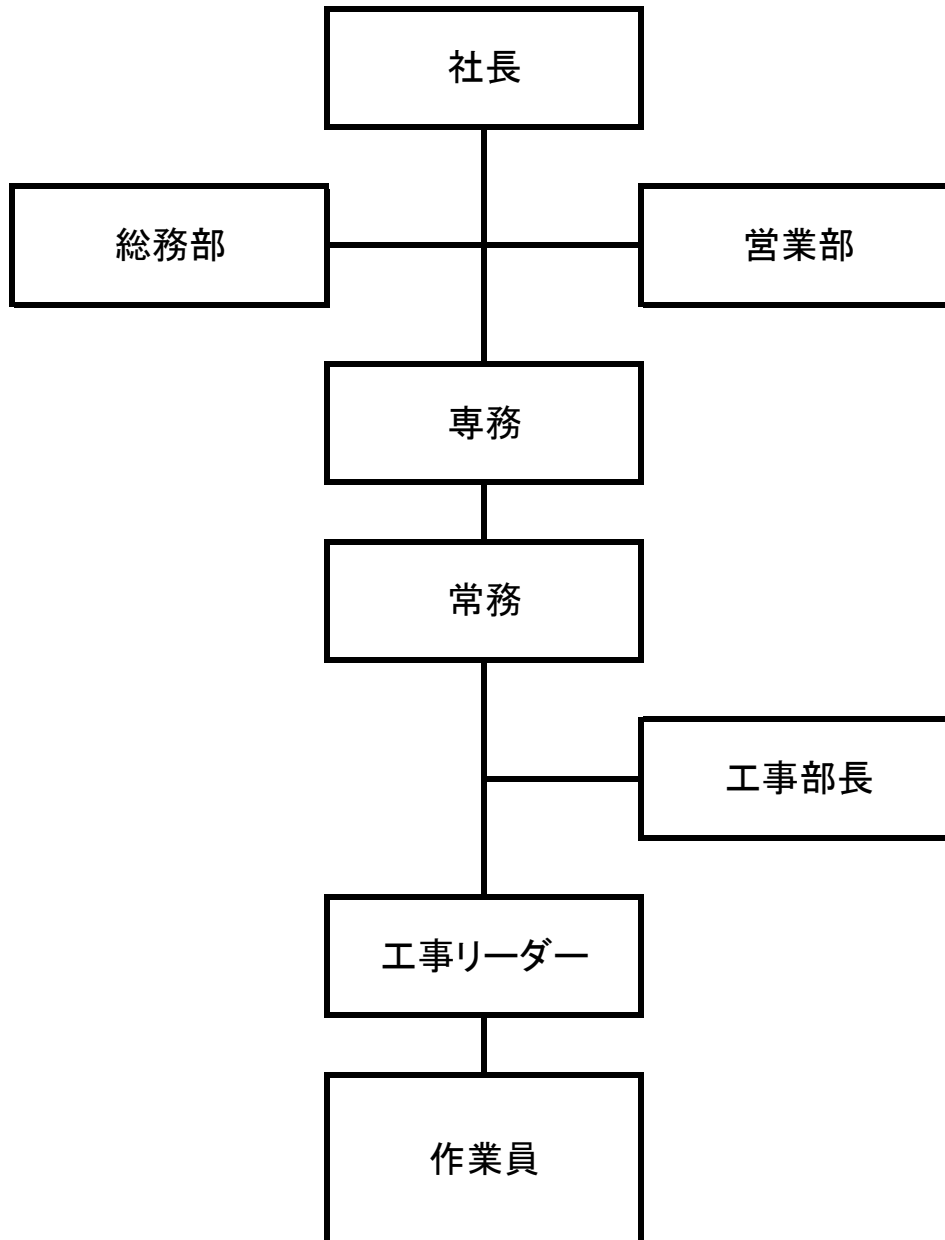
処 理 方 法

処 理 項 目	処 理 方 法
木 く ず	中間処理業者にて破砕・焼却をして燃え殻(焼却灰)を最終処分場へ運搬し埋立処分します。 リサイクル可能な物については各種リサイクルプラントへ運搬して、再生処理(チップ処理)をします。
織 維 く ず	中間処理業者にて破砕・焼却をして燃え殻(焼却灰)を最終処分場へ運搬し埋立処分します。
紙 く ず	中間処理業者にて破砕・焼却をして燃え殻(焼却灰)を最終処分場へ運搬し埋立処分します。
ガラス・陶磁器くず	中間処理業者にて破砕をして破砕残渣物を最終処分場へ運搬し埋立処分します。
廃プラスチック類	中間処理業者にて破砕・焼却をして燃え殻(焼却灰)を最終処分場へ運搬し埋立処分します。 リサイクル可能な物については各種リサイクルプラントへ運搬して、再生処理をします。
金 属 く ず	中間処理業者にて破砕をして破砕残渣物を最終処分場へ運搬し埋立処分します。 リサイクル可能な物については各種リサイクルプラントへ運搬して、再生処理をします。
石 膏 ボ ー ド	中間処理業者にて破砕をして破砕残渣物を最終処分場へ運搬し埋立処分します。 リサイクル可能な物については各種リサイクルプラントへ運搬して、再生処理をします。
C O ・ A S が ら	リサイクルプラントへ運搬して再生処理(砕石)します。
その 他 が れ き 類	中間処理業者にて破砕をして破砕残渣物を最終処分場へ運搬し埋立処分します。
建 設 廃 棄 物	中間処理業者にて破砕をして破砕残渣物を最終処分場へ運搬し埋立処分します。
石綿(含有建材を含む)	最終処分場へ運搬し埋立処分します。

※ 上記の廃棄物については、「排出事業者」、「収集運搬事業者」、「処分事業者」で建設廃棄物処理委託契約書を作成し、マニフェストにて管理・保管いたします。

(別紙2)

エコワークス 株式会社 組織図



(別紙3)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

甲府市外

廃棄物の種類	①現状 令和4年度実績排出量	②計画 目標排出量
コンクリートがら	1,282.3 t	1,000.0 t
アスコンがら	448.3 t	400.0 t
がれき類	6.6 t	6.0 t
ガラ陶	112.0 t	100.0 t
廃プラ	18.8 t	10.0 t
金属くず	32.9 t	30.0 t
石綿含有(ガラ陶)	5.5 t	5.0 t
石綿含有(がれき)	33.4 t	30.0 t
石綿含有(プラ)	1.7 t	1.0 t
木くず	533.4 t	500.0 t
繊維くず	4.8 t	4.0 t
石膏ボード	37.1 t	30.0 t
燃え殻	59.6 t	50.0 t
管理型混合	149.3 t	120.0 t
廃油	2.6 t	2.0 t
蛍光灯・ランプ(水銀使用製品)	0.2 t	0.2 t

(別紙4)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

甲府市外

廃棄物の種類	①現状 令和4年度実績		②計画	
	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託料	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託料
コンクリートがら	1,282.3 t	1,282.3 t	1,000.0 t	1,000.0 t
アスコンがら	448.3 t	448.3 t	400.0 t	400.0 t
がれき類	6.6 t	6.6 t	6.0 t	5.0 t
ガラ陶	112.0 t	109.0 t	100.0 t	80.0 t
廃プラ	18.8 t	15.2 t	10.0 t	8.0 t
金属くず	32.9 t	0.0 t	30.0 t	20.0 t
石綿含有(ガラ陶)	5.5 t	0.0 t	5.0 t	3.0 t
石綿含有(がれき)	33.4 t	1.5 t	30.0 t	20.0 t
石綿含有(プラ)	1.7 t	0.4 t	1.0 t	1.0 t
木くず	533.4 t	533.4 t	500.0 t	450.0 t
繊維くず	4.8 t	4.8 t	4.0 t	3.0 t
石膏ボード	37.1 t	32.6 t	30.0 t	20.0 t
燃え殻	59.6 t	59.6 t	50.0 t	40.0 t
管理型混合	149.3 t	149.3 t	120.0 t	100.0 t
廃油	2.6 t	2.6 t	2.0 t	2.0 t
蛍光灯・ランプ [°] (水銀使用製品)	0.2 t	0.0 t	0.2 t	0.0 t